

## 平成30年度第2次募集 茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者募集要項

## 1 趣旨

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）に基づき、サービスの質及び公平性を確保する観点から、指定地域密着型サービス事業所の設置及び運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）の公募を実施します。

## 2 第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

本市では、自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の住民組織が13の地区（以下「まちぢから協議会区域及び自治会連合会区域」という。）を基盤に活動を展開しており、地域における高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターも12の地区に設置されています。（第7期計画期間中に13地区に設置予定。）地域密着型サービスについても、市内を3つに分けた日常生活圏域ごとに、要介護・要支援の認定を受けている方が、できる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、必要なサービスの整備を進めます。

## 3 募集するサービスの種類及び日常生活圏域

今回は、認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所をそれぞれ1か所募集します。併設で応募した場合でも、サービスごとに審査します。

サービス種別	定員	募集する日常生活圏域
認知症対応型共同生活介護（2ユニット）	18人(※1)	第2生活圏域
看護小規模多機能型居宅介護	29人(※1)	

(※1) 各サービスの定員は、登録定員の上限を示しています。

## &lt;日常生活圏域&gt;

第1生活圏域	茅ヶ崎・元町・新栄町・本村・十間坂・萩園・平太夫新田・今宿・西久保・円蔵・矢畑・浜之郷・下町屋
第2生活圏域	中島・松尾・柳島・柳島海岸・浜見平・南湖・共恵・中海岸・幸町・若松町・東海岸北・東海岸南・旭が丘・平和町・菱沼海岸・白浜町・浜須賀・松が丘・出口町・ひばりが丘・美住町・常盤町・富士見町・緑が浜・汐見台・浜竹・松浪
第3生活圏域	行谷・芹沢・堤・下寺尾・香川・みずき・甘沼・松風台・鶴が台・赤羽根・高田・室田・松林・菱沼・小和田・赤松町・本宿町・代官町・小桜町

## 4 開設予定日

平成31年度～平成32年4月1日の間

## 5 応募条件

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項(第2号から第4号までを除く。)及び同条第6項(第3号の3から第4号を除く。)に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 事業を実施する役員及び従業者において茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第3号に定める暴力団員及び第4号に定める暴力団員並びに第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当する者がいない場合であること。
- (3) 「茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年茅ヶ崎市条例第10号)」など介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合すること。
- (4) 事業予定地が、都市計画法(昭和43年法律第100号第7条第2項)の規定による市街化区域であり、本公募に係る事業所の整備が見込める土地であること。また、必要に応じて、茅ヶ崎市のまちづくり(建築や開発行為などによる土地利用についての規制や指導によって誘導を図るまちづくり)に係る関係課と協議を行い、その結果を「様式2 12」へ記載すること。

※協議が不十分の場合は、応募を受付けない場合があります。

## 6 応募の手続き

### (1) 応募書類

今回、応募を希望する法人は、本募集要項に基づき、「(3) 応募に関する提出書類一覧」に掲げる書類を応募書類として、正本1部と副本8部(コピー可)を下記提出先に提出してください。

書類の提出にあたっては、書類の番号ごとに仕切紙をつけ、書類の番号を記入したインデックスを貼付してください。また、書類は原則としてA4縦の両面印刷、平面図等はA3サイズを基本として、A4サイズに折りたたんでください。

#### ※書式の掲載場所

茅ヶ崎市 ホームページ

地域密着サービス事業者の公募について

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/otoshiyori/chiiki/1004224.html>)

トップページ > くらし > お年寄り > 地域密着型サービス > 地域密着サービス事業者の公募について

ページ番号 C1004224(サイト内検索で入力頂きますと当該ページにアクセスできます。)

### (2) 応募書類の提出

- ① 期間 平成30年10月23日(火)から平成30年12月28日(金)まで  
※土曜日、日曜日、祝日を除く
- ② 時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- ③ 提出先 茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課 支援給付担当
- ④ 提出方法 応募書類の提出は、事前に電話で日時の予約をした上で、応募者が直接持参してください。

## (3) 応募に関する提出書類一覧

\*様式はHPよりダウンロードしていただけます。

番号	項目	留意事項	様式
1	応募書	所定の様式	様式 1
2	茅ヶ崎市地域密着型サービス事業者の公募に係る事業計画書	所定の様式	様式 2
3	法人の登記事項証明書(履歴事項証明書)	3か月以内のもの	—
4	法人代表者の経歴書	所定の様式	様式 3
5	介護保険事業等運営実績一覧表	所定の様式	様式 4
6	指導監査実施状況	様式 4 で掲げた事業所について介護保険法による過去 2 年の間、県及び市町村による指導又は監査の結果及び改善報告書の写し(指導又は監査が実施されていない場合は省略可)	—
7	各階平面図・配置図	各室の面積(内法面積)がわかるもの	—
8	位置図		—
9	土地・建物の登記事項証明書(全部事項証明書)及び公図	新築の場合は土地のみ、既存建物において開設する場合は土地及び建物について3か月以内のものを提出 ※公図は対象の土地を赤線などにより囲い、区域を明らかにすること。	—
10	土地・建物確保のための折衝状況を記した書類	土地売買または賃貸借契約書等の折衝状況が確認できる書類又は合意書等(土地・建物が自己所有である場合は省略可)	—
11	協力(予定)医療機関	協力(予定)医療機関との折衝状況が確認できる書類又は合意書等	—
12	納税証明書	国税の納税証明書(その3の3「法人税と消費税及び地方消費税」、法人県民税の納税証明書及び市町村税の納税証明書(法人市民税及び固定資産税)(茅ヶ崎市分)又は納税義務がない旨の申立書(様式5))	様式 5

1 3	決算書	過去2年間の貸借対照表及び損益計算書 (設立2年未満の法人は経過年分を提出)	—
1 4	誓約書及び役員等の名簿		様式6
1 5	法人の事業概要を記した資料等	会社案内、パンフレット等	
1 6	開設までのスケジュール	任意様式	—

※ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

## 7 質問の受付及び回答

本募集要項に関する質問は、次の通り受け付けます。

(1) 質問受付期間 平成30年10月23日(火)から平成30年11月16日(金)まで

(2) 質問方法 質問書(様式7)をFAX又は電子メールにて送付してください。

※電子メールで送付する際は、タイトルに「(法人名) 地域密着型サービス整備に関する質問」としてください。

(3) 回答 質問に対する回答は、11月28日(水)に市ホームページ「地域密着型サービス事業者の公募について」に掲載します。なお、質問の内容が著しく審査に支障をきたす場合は回答しない場合があります。

(4) 送付先 茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課 支援給付担当

(FAX番号) 0467-82-1435

(メールアドレス) [koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp)

## 8 選定方法

(1) 一次審査(書類審査)

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護等事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が、応募者から提出された書類の内容を、応募サービスごとの「平成30年度第2次募集 茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者選定基準」に照らし審査します。

(2) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

応募者のプレゼンテーションに基づき、選定委員会が応募者に対しヒアリング審査を行います。二次審査は30分程度を予定しており、追加書類は認めません。二次審査についての詳細は応募者に対し、別途連絡します。

(3) 事業の実施を予定する事業者の決定

上記(1)、(2)の合計点の第1位の法人を運営事業者、2位の法人を次点者として選定します。

※審査の結果、選定事業者をなしとする場合もあります。

(4) 辞退者が生じた場合の措置

運営事業者として選定された者が決定を知った日の翌日から起算して1か月以内に辞退を申し出た場合は、(3)で決定した次点者を繰り上げる。

## 9 選定結果の通知等

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。また、選定された事業者については、本市ホームページで公表します。

## 10 選定後の手続き

選定された事業者は、平成31年度中に事業所の建設等開設準備を行い、事業開始の準備が整った時点で、市長に指定申請書を提出していただきます。市長は、提出された指定申請書の審査及び現地調査を踏まえ、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会から指定に係る意見聴取をした後、翌月1日付けで事業所を指定します。申請書の審査及び現地調査の結果、市長が指定基準を満たさないと判断した場合には、指定しないことがあります。

## 11 公募のスケジュール

平成30年～

10月15日（月）	募集要項等の公開
10月23日（火）	応募書類の受付開始
10月23日（火）	質問の受付開始
11月16日（金）	質問の受付終了
11月28日（水）	質問に対する回答
12月28日（金）	応募書類の提出期限

平成31年～

1月中旬	一次審査（書類審査）
1月下旬	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）
1月下旬以降	選定結果公表
	※ 以後、指定を前提とした事前協議開始
2月～3月	補助金に係る市との協議
4月～6月	補助金交付申請・交付決定
6月～	施設整備（建築工事等）

## 12 応募の取下げ

応募を取上げる場合には、取下書（任意様式）を市に提出してください。

## 13 その他留意事項

- (1) 応募にあたっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例（平成16年条例第9号）等の関係法令を遵守した事業計画としてください。
- (2) 事業の遂行にあたっては、土地所有者、近隣住民、その他関係者等とトラブルのないよう、応募事業者の責任で関係者等への詳細な説明を行ってください。

- (3) 応募書類等の作成に必要な費用、提出に係る一切の費用は事業者負担となります。
- (4) 提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (5) 提出書類に不備・不足があった場合や、応募にあたり不正行為があった場合は、審査の対象外となる場合があります。
- (6) 原則として、提出期限以降は、提出内容の変更はできませんのでご注意ください。
- (7) 提出にあたり、書類の修正や差し替えをお願いする場合がありますので、日程に余裕をもって提出してください。
- (8) 平成31年度の補助金として、国の地域医療介護総合確保基金を財源に行う予定としていますが、現時点では未定であり、補助がない場合があることを踏まえて資金計画を策定してください。

#### 14 問合せ先

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課 支援給付担当

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111 (内線 2126)

FAX 0467(82)1435

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本募集要項における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。